

# 『別表』 対応に係わる具体的な方策

## 1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的な取組
①いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める</li> <li>○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける</li> <li>○人権教育を充実させる</li> <li>○スマホ安全利用教室等を実施し、情報モラル教育を充実させる</li> <li>○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける</li> <li>○体験活動やボランティア活動の機会を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策推進法および沼田女子高等学校いじめ防止基本方針に則り全職員が取り組む</li> <li>○公開授業を実施し生徒の実態を踏まえ、わかりやすい授業づくりをする</li> <li>○新入生オリエンテーションの実施</li> <li>○沼女三大行事(文化祭またはクスマッチ・球技大会・コーラスコンクール)の実施</li> <li>○各学年LHRで人権問題について考える</li> <li>○生徒総会において、いじめ防止の提言を行い、標語、ポスターの作成</li> <li>○あいさつ運動の実施</li> <li>○各学年LHRでスマホ安全利用教室の実施</li> <li>○生徒会を中心に、クリーン作戦と称して通学路清掃を実施</li> </ul>
②いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める</li> <li>○定期的なアンケート調査及び個別面接を行う</li> <li>○状況に応じて教室や部室等を巡回する</li> <li>○スクールカウンセラー等の活用を促す</li> <li>○保健室、相談室及び電話相談窓口等を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝読・SHR時に、正副担任。授業時に、教科担任における、きめ細かい生徒観察を実施</li> <li>○悩みアンケート調査の実施。(各学期1回)</li> <li>○放課後、日直による校舎内巡回指導を行い、部室は、毎日施錠当番が各部室の施錠を実施</li> <li>○教育相談たよりの定期的な発行し、カウンセリングの希望調査を行い相談窓口を広げる</li> <li>○担任による二者面談を年3回実施</li> <li>○生徒指導係会議、学年会議を行い、生徒に関する情報交換を実施し指導にあたる</li> <li>○保健だよりの定期的な発行し、相談窓口を広げる</li> </ul>
③いじめの早期対応	暴力を伴ういじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する</li> <li>○保健室、相談室及び電話相談窓口等を促す</li> <li>○いじめを認知した職員は「いじめ防止委員会」に速やかに報告する</li> <li>○「いじめ防止委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する</li> <li>○保護者等と相談のうえ、医療機関を受診させる</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う</li> <li>○解消したと思われる場合も状況観察を継続する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を受けたとの訴えがあった時点で、「いじめ認知」となる</li> <li>○いじめ防止委員会が調査する。調査は、まず、被害生徒からいじめの事実を全て聞き取る。被害生徒に加害生徒への調査の同意を得て、事情聴取する。被害生徒と加害生徒の内容が一致するまで調査する。被害生徒のいじめを受けたという認識と、加害生徒のいじめを加えたという認識を確認する</li> <li>○加害生徒がいじめを行ったという認識が確認できた時点で、「いじめ認定」となる</li> <li>○保護者に来校してもらるか、家庭訪問により事実を説明する。被害者の保護者と今後の対応を検討する。加害生徒の保護者には、学校の指導方針を示す</li> </ul>
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止めさせる</li> <li>○発見した教職員は速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する</li> <li>○関係する生徒も含め「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係を調査・確認する</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる</li> <li>○「いじめは絶対に許さない」ことを理解させる</li> <li>○状況に応じて特別指導を行う</li> <li>○必要に応じてスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う</li> <li>○解消したと思われる場合も状況を観察する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う</li> <li>○全校集会・学年集会等で、いじめ撲滅の姿勢・方針を示す</li> </ul>
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況を確認する</li> <li>○発見した職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○保護者等と相談のうえ、医療機関を受診させる。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を受けたとの訴えがあった時点で、「いじめ認知」となる</li> <li>○いじめ防止委員会が調査し、まず、被害生徒からいじめの事実を全て聞き取り被害生徒に加害生徒への調査の同意を得て事情聴取を行い、被害生徒と加害生徒の内容が一致するまで調査する</li> <li>○被害生徒のいじめを受けたという認識と、加害生徒のいじめを加えたという認識を確認する</li> <li>○加害生徒がいじめを行ったという認識が確認できた時点で、「いじめ認定」となる</li> <li>○保護者に来校してもらるか家庭訪問により事実を説明し、被害者の保護者と今後の対応を検討する</li> <li>○加害生徒の保護者には、学校の指導方針を示す</li> </ul>
いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中傷やからかい無視など、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した職員がその場でその行為を止めさせる</li> <li>○発見した職員が速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する</li> <li>○関係する生徒も含め「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係を調査・確認する</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる</li> <li>○「いじめは絶対に許さない」ことを理解させる</li> <li>○状況に応じて特別指導を行う</li> <li>○必要に応じてスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う</li> <li>○解消したと思われる場合も状況を観察する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う</li> <li>○全校集会・学年集会等で、いじめ撲滅の姿勢・方針を示す</li> </ul>	

③ いじめの早期対応	ネット上のいじめの場合	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する</li> <li>○解消したと思われる場合も状況を確認する</li> <li>○発見した職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する</li> <li>○保護者等と相談のうえ、医療機関を受診させる</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を受けたとの訴えがあった時点で、「いじめ認知」となる</li> <li>○いじめ防止委員会が調査を行い、被害生徒からいじめの事実を全て聞き取る</li> <li>○被害生徒に加害生徒への調査の同意を得て事情聴取を行い、被害生徒と加害生徒の内容が一致するまで調査する</li> <li>○被害生徒のいじめを受けたという認識と、加害生徒のいじめを加えたという認識を確認する</li> <li>○不適切な書き込みについては削除させる</li> <li>○保護者に来校してもらるか家庭訪問により事実を説明を行い、被害者の保護者と今後の対応を検討する</li> <li>○加害生徒の保護者には、学校の指導方針を示す</li> </ul>
		いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中傷や暴言などを発見した職員は速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する</li> <li>○関係する生徒も含め「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認したうえで不適切な書き込み等を削除させる</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる</li> <li>○「いじめは絶対に許さない」ことを理解させる</li> <li>○状況に応じて特別指導を行う</li> <li>○必要に応じてスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う</li> <li>○解消したと思われる場合も状況を観察する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う</li> <li>○全校集会・学年集会等で、いじめ撲滅の姿勢・方針を示す</li> </ul>
		その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる</li> <li>○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる</li> <li>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校集会・学年集会・HR等で人間関係づくりの機械をもうけ、継続的な指導を行う</li> <li>○学校生活を通して、TPOに適した態度の育成や自律心を養う</li> </ul>

## 2 家庭(PTA)、地域との連携

家庭(PTA)との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける</li> <li>○こどもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける</li> <li>○学校からの配布物に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける</li> <li>○PTA総会・公開授業・授業参観など学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街の方々に、生徒への挨拶や声かけを積極的に行っていただくよう働きかける</li> <li>○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける</li> <li>○文化祭・公開授業などの学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける</li> <li>○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける</li> </ul>